

○宮崎大学フロンティア科学総合研究センター規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成18年3月23日 平成19年2月22日
平成22年9月22日 平成25年3月28日
平成26年3月27日 平成27年2月26日
平成28年3月25日 平成28年3月25日
平成28年9月23日 令和元年9月26日
令和元年12月26日 令和5年2月24日
令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第11条の2第5項の規定に基づき、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、宮崎大学（以下「本学」という。）における重点研究分野を中心とした研究及び本学の教育研究全般の実験支援を行い、生命科学研究を始めとする重点研究分野についての教育研究の総合的推進を図ることを目的とする。
2 先端研究推進本部が企画するプロジェクト等を推進する。

(組織及び業務)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次に掲げる部門、分野及び分室を置く。

- (1) 生理活性物質研究部門
生理活性物質機能解析分野
生理活性物質探索病態解析分野
- (2) 感染症免疫研究部門
ゲノム解析分野
国際感染症研究分野
- (3) 実験支援部門
生物資源分野
遺伝資源分野
分子形態・機能解析分野
R I 分野
R I 木花分室
R I 清武分室

(4) プロジェクト研究部門
2 前項の部門及び分野の業務は、別表のとおりとする。

(職員)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 部門長（プロジェクト研究部門を除く。）
 - (4) 分野長
 - (5) 分室長
 - (6) 専任教員
 - (7) その他必要な職員
- 2 センター長は、センターの管理運営の業務を掌理する。
3 副センター長は、センター長を補佐する。
4 部門長、分野長及び分室長は、当該部門、分野又は分室における業務を統括する。
5 第1項第6号及び第7号の職員は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。

(センター長、副センター長、部門長、分野長及び分室長)

第5条 センター長の選考については、別に定める。

- 2 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 各部門長は、本学の教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 4 各部門の分野長は、本学の教授又は准教授のうちから、センター長が委嘱する。
- 5 実験支援部門分室長は、本学の教授又は准教授のうちから、センター長が委嘱する。
- 6 副センター長、部門長、分野長及び分室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、推薦又は委嘱したセンター長の任期の末日以前とし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(客員研究員)

第6条 センターに、客員研究員を置くことができるものとする。

- 2 客員研究員の選考については別に定める。

(運営委員会)

第7条 センターの運営の基本方針及び重要事項を審議するため、フロンティア科学総合研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部門長等会議)

第7条の2 センターの管理運営に関する具体的事項を審議するため、フロンティア科学総合研究センター部門長等会議（以下「部門長等会議」という。）を置く。

- 2 部門長等会議に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月25日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される感染症免疫研究部門の部門長、ゲノム解析分野及び国際感染症研究分野の分野長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、令和2年9月30日までとする。

附 則

この規則は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部 門	分 野	事 業
生理活性物質研究部門	生理活性物質機能解析分野	生理活性物質の生体内作用機序の解明
	生理活性物質探索病態解析分野	生理活性物質の探索と病態制御機構の解明 生理活性ペプチドの探索・同定
感染症免疫研究部門	ゲノム解析分野	ゲノム情報を基盤とした宿主病原体相互作用と感染病態の解明
	国際感染症研究分野	国際的視点からの感染症の病態解明と治療戦略の構築
実験支援部門	生物資源分野	バイオリソース（主に動物系）の保存と供給 動物実験の支援と教育・訓練
	遺伝資源分野	バイオリソース（主に植物系）の開発、保存と供給 遺伝子組換え実験の支援と教育・訓練 遺伝子組換え生物等の第一種使用等のための開放系栽培研究ほ場の安全管理
	分子形態・機能解析分野	分子形態・機能解析実験の支援 遺伝子組換え実験の支援と教育・訓練
	R I 分野	R I の安全管理 R I 実験の支援と教育・訓練
プロジェクト研究部門		重点研究分野を中心とした研究プロジェクト等の設置・運用